

ふるさと納税 1億5千万円の 専決処分 7対6 不承認に!

一般会計補正予算の専決処分

この補正予算の内容は、ふるさと納税で6月までに当初予算を超える寄附金を受納し返礼品等の経費に不足が生じたため見込額を増額し、自然エネルギー推進事業で榛名カントリークラブ跡地に設置されているコンテナハウス等を建築基準法に適合するため前橋土木事務所の求めに応じるのに必要な経費です。この補正予算の専決処分は不承認としました。



お礼品の一例

なぜ専決処分をしたのか

問 特に緊急を要し議
会を招集する時間
的余裕がなかった理由は何
ですか。

答 村長 6月までに
当初予算を超える
寄附をいただき7月に入っ
てすぐにお礼品を返せなく
なる状態になってしまっ

らです。

問 一年分を専決処分
するのではなく9
月の議会までの3カ月分
はだめだったのですか。

答 総務課長 総計予
算主義で一年分の
予算を確保し、多額の寄附
にたいして支障をきたさぬ
形で予算措置です。

当初の見込みが甘かったのでは

問 当初予算は5千万
円と甘かったので
はないですか。

答 基地・財政課長
昨年11月からの事
業で、予算編成の時期と重
なるという事で寄附額の見
込みが立てられなかったた
めです。

問 6月時点で当初予
算を使い切り予算
措置されなければ寄附を受
けられなかったのですか。

答 基地・財政課長
インターネットを
通じての事業で返礼品を返
さないといけない、手数料
も村に債務が発生します。
返礼品が送れない、手数料
が払えない事態では寄附を
受けることができません。

反対討論

●早坂 通議員

この度の専決処分は、違
法の可能性が大であると
同時に、この専決処分を認
めると議会の議決権の侵
害となるので反対します。

●柏井 保夫 議員

専決処分とは元来議会
に代わって村長が意思決
定する行為で最低限の金
額で行い事後の定例議会
で補正を組む形から言え
ばこの金額はあり得ない
と思ひ反対いたします。

●小野関 武利 議員

今回の1億5千万円の
寄附は議会ルールを無視
した行為で容認できな
い。7〜9月の3カ月分
を専決し今定例会の中で
必要額を追加補正でお願
いしたいということで反
対します。

専決処分とは

地方公共団体の議会が議
決または決定すべき事項を
特定の場合に限り、地方公
共団体の長が議会に代わっ
て処理すること。

特に緊急を要するため、
議会を招集する時間的余
裕がないことが明らかであ
ると認めるときなど、村長
が議会で代わって処分を行
う。

賛成討論

●山口 宗一 議員

寄附金は非常に予測す
ることが困難です。金額に
関してはいろいろな議論が
出ましたが、当初の5千万
円に今回の執行部が決め
た1億5千万円を増額す
ることに賛成します。

●小山 久利 議員

今までは足りなかった
不足分を補正でやってき
たが、お礼品の負担割合
が当初の説明と違った
り、品目によってばらつ
きがあったり、比率もま
ちまちで、やはり一年分
の予算をとるのが妥当と
思い賛成いたします。

●南 千晴 議員

寄附金1億5千万円は
4〜6月までと昨年度の
実績を踏まえての金額と
理解します。地方自治法
第210条（総計予算主
義の原則）に「一会計年度
における一切の収入及び
支出は全てこれを歳入歳
出予算に編入しなければ
ならない」とあります。何
度も補正を行わず、行政
の効率化を考えての予算
と考へ賛成します。

2億円の基金の運用を訂正!

(農業用水維持管理基金)



榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部改正

農業用水維持管理基金の運用として自然エネルギー発電特別会計に資金を提供することについて、県より財務事務の処理として疑義があり、速やかに是正するなど適切な財務事務の処理に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言による条例改正です。この条例は可決しました。

なぜ一般会計から返すのか

問 自然エネルギー事業は、農業用水維持管理基金から2億円を借り入れ発足したもので、議会も承認して進めたわけです。事前説明もなく、なぜ一般会計から一括返済するのですか。

答

総務課長 県の総務部市町村課長から財務事務の適切な処理ということで農業用水維持管理基金の運用として自然エネルギー発電特別会計へ資金を提供することに疑義があり、速やかに是正するよう通達がありました。これを1日も早く是正するものです。

基地・財政課長 基金条例第4条に基づき運用で2億円借りました。しかし、第4条には『村長は基金の設置目的に依り基金の安全かつ効率的な運用に努めなければならない』とあり、基金の設置目的にこの発電所建設事業は当てはまりません。運用であるなら基金側の都合で現金が足りないからすぐ返済しろと言われても、工事費に充てているのですぐに現金化できません。これは安全かつ効率的な運用とはいえないと言うことです。

基金を守る対応策は

問 少しでも基金の減る速度を遅くするために農業用水維持管理基金から2億円を借りての事業だと思えますが、この基金を守る対応策はあるのですか。

監査委員からの指摘は この2億円の貸し出しについて監査委員からの指摘はありません。

答

総務課長 平成25年5月に該当基金の運用に係る適合性について群馬県と村の顧問弁護士では見解が異なったが弁護士の見解に基づき特別会計

への運用という方法を選択したとすることで、基金に属したまま事業費に充てるとに財務上の疑義があると指摘されました。

反対討論

●小野関 武利 議員

法令違反であるという県からの指導ではなく検討すべき事項と聞いています。よって、この条例は改正の必要はないということで反対します。

●早坂 通 議員

改正案では、毎年度基金に積み立てる額は歳入歳出予算に定める額となっており、村長の判断で積立額が決まってしまう農業用水維持管理基金が枯渇するおそれがあるため反対します。

●柏井 保夫 議員

基金の枯渇の対応策も考えられていない現状で先輩議員の方々がこの条例を制定し、その可決に重きを置き、反対いたします。

賛成討論

●南 千晴 議員

この基金の運用または管理の部分に関しては、県の指導をいただいております、それに基づき正しく改正するものです。安全かつ効率的な運用とは言えないという村の認識に賛同し、改正に賛成します。

●小山 久利 議員

現行での条例に農業用水維持管理基金債権引換収入という文言がありません。この「債権引換収入」は用語自体が存在していない言葉であり、法律以前の問題だと思いい、この改正に賛成します。